

消 防 危 第 1 7 0 号
平成 28 年 10 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各政令市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について

日頃から、移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

危険物の移送又は車両による運搬中における災害については、一度発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動のまひ等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、このような災害の発生を未然に防止するため、下記要領で立入検査を実施し、より一層の安全確保の徹底を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

記

1 立入検査の日時、場所

(1) 日 時

平成 28 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に、適宜選定して行うこと。

(2) 場 所

移動タンク貯蔵所の常置場所、危険物の積卸し場所、道路上等において、安全かつ効率的に立入検査を実施できる場所を選定して行うこと。

2 立入検査の対象

(1) 移動タンク貯蔵所

(2) 危険物運搬車両

3 立入検査の重点項目等

(1) 道路上での立入検査の推進

近年、道路上で立入検査を実施した場所の数及び検査を受けた車両の数が減少傾向にあることから、本年度は、道路上での立入検査を推進項目とする。

道路上で立入検査を実施した場所の数	平成 20 年 : 907, 平成 25 年 : 837, 平成 27 年 : 793
道路上で立入検査を受けた車両の数	平成 20 年 : 2,745, 平成 25 年 : 2,021, 平成 27 年 : 1,751

(2) 移動タンク貯蔵所

立入検査にあわせ、昨年度違反が多かった次に示す事項について、重点的に指導すること。

ア 定期点検（特に 5 年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付け状況

イ 必要な消火設備（消火器 2 個以上）の設置及び維持管理状況

ウ 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備並びに標識の設置と維持管理状況（貯蔵物品の正確な表示等）

エ 電気設備又は接地導線の維持管理状況（断線の有無の確認等）

オ 危険物取扱者免状の携帯及び危険物取扱者の保安講習受講の徹底

(3) 危険物運搬車両

立入検査にあわせ、昨年度違反が多かった次に示す事項について、重点的に指導すること。

ア 車両の前後の見やすい位置への標識の設置及び運搬する危険物に適応する消火設備の設置状況

イ 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法状況

(4) イエローカードの携行（ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものについては調査対象外とする。）

有毒性及び消防活動上支障となる性質等を有する特殊な危険物の移送又は運搬中における当該物質に係るイエローカードの携行状況

4 立入検査に際しての留意点

(1) 道路上で実施する立入検査については、警察等関係機関と十分連絡をとり、原則として警察と合同で実施すること。

(2) 立入検査で発見された無許可又は基準不適合の移動タンク貯蔵所及び運搬車両への対応にあたっては、「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」（昭和 61 年 12 月 26 日付消防危第 120 号）及び「危険物施設における立入検査及び違反是正の推進について」（平成 14 年 10 月 23 日付消防危第 503 号）を考慮すること。

なお、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準に基づき、適切な措置をとること

と。

また、イエローカードは、事故発生時に迅速かつ的確な対応を図るための書面であることから、積載物品のイエローカードがすぐに特定できる方法で携行するよう指導すること。

なお、一般社団法人日本化学工業協会では、イエローカードについて次の通り運用しているため、参考としてください。

- ① 事業者がイエローカードを作成し、それに基づいて乗務員を教育し輸送中は常時携行させる。
- ② イエローカードの設置場所 運転席の目に付きやすいところ（納品書と共に置く）と非常時に出しやすい。）
- ③ 輸送している化学品以外のイエローカードは携行させない。
- ④ 緊急連絡先の荷送会社（荷主）は 24 時間対応可能な事業所等とする。
- ⑤ 事故対応体制を確立し、訓練を実施する。（事業者の連絡系統、機材・人員の確保と派遣、応援要請等）

(3) (2) のうち、常置場所の変更許可を受けることなく常置場所の位置を変更している移動タンク貯蔵所を発見した場合は、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について（通知）」（平成 9 年 3 月 26 日付消防令第 33 号）により、必要な措置をとること。

(4) 立入検査の場を活用し、移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、移送中における危険物の保安の確保について、細心の注意を払うよう注意喚起を行うこと。

5 立入検査結果の報告

立入検査の実施結果は、別添「移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その 1）～（その 3）」、「イエローカード携行状況」及び「イエローカード不携行車両等調査表」により、平成 28 年 12 月 16 日（金）までに、都道府県ごとに取りまとめの上、電子データにて報告すること。

報告先：危険物指導調査係 神山

電子メールアドレス y.kamiyama@soumu.go.jp

連絡先	消防庁 危険物保安室 危険物指導調査係
担当	山本、神山
TEL	03-5253-7524（直通）

(都道府県名：)

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表 (その1)

実施消防機関数 (※)

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所				危険物運搬車両			警察機関との協力状況
			実施車両数	基準不適合車両数	無許可車両数	不適合車両数等	実施車両数	基準不適合車両数	認識状況不良車両数	
道路上			()	()	()					有 箇所
										無 箇所
常置場所			()	()	()					
危険物の積卸し場所			()	()	()					
その他			()	()	()					
合計			()	()	()					

- (注) 1 この表には、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両 (以下「移動タンク貯蔵所等」という。) の立入検査の結果を総括して記載すること。
- 2 「道路上」には、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合を含む。
- 3 「常置場所」とは、完成検査済証に記載された常置場所をいう。
- 4 「その他」とは、「道路上」、「常置場所」及び「危険物の積卸し場所」以外の場所をいう。
- 5 「基準不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- 6 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。
- 7 移動タンク貯蔵所の「実施車両数」、「基準不適合車両数」又は「無許可車両数」欄の () 内には、他の行政庁の許可に係る車両数を内書きで記載すること。
- 8 危険物運搬車両の「認識状況不良車両」とは、本文3の(2)のイが不良と認められる車両をいう。
- 9 ※欄及び表中の実施消防機関数については、次の例により記載すること。
- 例) A消防本部が道路上で3日間、B消防本部が道路上で1日及び常置場所で2日間実施した場合、実施消防機関数 (※) 欄は2、表中の道路上及び常置場所の実施消防機関数の欄はそれぞれ、2、1と記入すること。

(都道府県名：)

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表 (その2)

項 目		車 両 数		
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	貯蔵、取扱い の基準不適合 (法 10 条 3 項)	許可品名以外の貯蔵(令 24 条 1 号)		
		貯蔵、取扱の不備による流出等 (令 24 条 8 号及び令 26 条 1 項 7 号)		
		マンホールのふた不適合		
		完成検査済証等備付け義務違反(令 26 条 1 項 9 号)		
		その他の貯蔵、取扱いの基準違反(令 24 条～27 条(上記の各項目を除く。))		
	小 計		0	
	設備等の基準 維持義務違反 (法 12 条 1 項)	常置場所に係る基準不適合(令 15 条 1 項 1 号)	塗料の剥離発錆	
			変形及び破損	()
			そ の 他	
		附属装置に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 4 号(防波板を除く。)、5 号及び 6 号)	変形及び破損	
			機能不良	
			そ の 他	
		配管及び弁等に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 9～12 号)	変形及び破損	()
			機能不良	
			そ の 他	
		電気設備及び接地導線の不良等(令 15 条 1 項 13 号及び 14 号)	未設置及び不足	
			そ の 他	
			未設置及び不足	
			そ の 他	
	その他の設備等の基準不適合(令 15 条 1 項(上記の各項目を除く。))	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令 15 条 2 項)		
IMDG コード不適合				
給油タンク車の特例基準不適合(令 15 条 3 項)				
アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令 15 条 4 項)				
小 計		0		
移送の基準 不適合 (法 16 条の 2)	危険物取扱者無乗車(法 16 条の 2・1 項)			
	運転要員不足(令 30 条の 2・2 号)			
	危険物取扱者免状不携帯(法 16 条の 2・3 項)			
	その他の移送基準に係る不適合(令 30 条の 2・1 号及び 3 号～5 号)			
小 計		0		
定期点検に係る義務違反(法 14 条の 3 の 2)	漏れの点検未実施			
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法 13 条の 23)			
	合 計	0		

危険物 運搬車 両	運搬の基準 不適合 (法 16 条)	運搬容器の技術上の基準不適合(令 28 条)		
		積載方法基準不適合 (令 29 条)	収納、表示不適合(令 29 条 1 号及び 2 号)	()
			積載不適合(令 29 条 3 号、4 号及び 7 号)	
			被覆不適合(令 29 条 5 号)	
			混載不適合(令 29 条 6 号)	
	小 計		0	
	運搬方法基準不適合 (令 30 条)	標識(令 30 条 1 項 2 号)	未 掲 示 及 び 不 足 そ の 他	
		消火器 (令 30 条 1 項 4 号)	未 設 置 及 び 不 足 そ の 他	
		その他		
		小 計		0
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良			
合 計			0	

(注) 1 この表には、移動タンク貯蔵所又は危険物運搬車両の基準不適合車両について、左欄の項目に該当する車両の数を記載すること。

なお、1 台の車両で 2 以上の項目に該当する場合は、各々の項目に記載すること。

2 () 内には、流出のあった数を再掲すること。

3 マンホールのふた不適合は、貯蔵及び取扱いの不備による流出等数の内数とすること。

4 IMDG コード不適合は積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合数の内数とすること。

5 漏れの点検未実施数は定期点検に係る義務違反数の内数とすること。

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表（その3）

都道府県	措置を必要とした事項	措置状況	実施消防機関名	移動タンク貯蔵所・危険物運搬車両の別

- (注) 1 この表には、無許可車両（無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両）、危険物の流出が認められた車両、移送停止・運搬停止の指示を行った車両について、措置を必要とした事項及び措置状況を記載すること。
- 2 「移動タンク貯蔵所・危険物運搬車両の別」の欄には、「移動」又は「運搬」のいずれかを記載すること。

(都道府県名：)

イエローカード携行状況

危険物名			移動タンク貯蔵所		危険物運搬車両	
類	品名	化学名	調査台数	携行台数	調査台数	携行台数
(混載車両の記載例)						
○	○ ○ ○	A	2	(2)		
△	△ △ △	B		(2)		
□	□ □ □	C		(1)		
○	○ ○ ○	A	1	(1)		
△	△ △ △	B		(0)		
◇	◇ ◇ ◇	D		(0)		

- (注) 1 危険物の運搬中又は移送中（常置場所及び空荷車両は除く。）におけるイエローカードの携行状況を調査対象とする。
2 ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものについては調査対象外とする。
3 1台の車両に複数の危険物を混載していた場合は、上記（混載車両の記載例）によること。

(都道府県名：)

イエローカード不携行車両等調査表

移動タンク貯蔵所

危 険 物 名				積載数量 (L)	運転者のイエロー カード認識状況
類	品 名	化 学 名	製造元会社名		

危険物運搬車両

危 険 物 名				積載数量 (L)	運転者のイエロー カード認識状況
類	品 名	化 学 名	製造元会社名		

(注) 1 この表には、「イエローカード携行状況」において、イエローカード不携行であった1台の車両ごとに、それぞれの危険物名について記載すること。

2 表中の運転者のイエローカード認識状況欄には、当該車両運転者がイエローカードについて認識していた場合は「○」、認識していなかった場合は「×」と記入すること。